

第101期 中間決算公告

2020年12月25日

札幌市中央区大通西4丁目1番地  
株式会社 北海道銀行  
取締役頭取 笹原 晶博

中間連結貸借対照表（2020年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,269,374	預 金	5,253,208
商品有価証券	2,722	譲渡性預金	26,900
金銭の信託	8,846	債券貸借取引受入担保金	82,127
有価証券	758,044	借 用 金	440,100
貸 出 金	3,937,633	外 国 為 替	200
外 国 為 替	7,800	そ の 他 負 債	48,634
そ の 他 資 産	90,397	退職給付に係る負債	5,806
有形固定資産	28,052	役員退職慰労引当金	110
無形固定資産	2,945	偶発損失引当金	247
繰延税金資産	5,251	睡眠預金払戻損失引当金	527
支払承諾見返	31,062	支 払 承 諾	31,062
貸倒引当金	△ 23,687	負債の部合計	5,888,924
		(純資産の部)	
		資 本 金	93,524
		資本剰余金	16,795
		利益剰余金	106,589
		株 主 資 本 合 計	216,908
		その他有価証券評価差額金	15,779
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,168
		その他の包括利益累計額合計	12,610
		純資産の部合計	229,519
資産の部合計	6,118,444	負債及び純資産の部合計	6,118,444

中間連結損益計算書〔 2020年 4月 1日から  
2020年 9月30日まで 〕

（単位：百万円）

科 目	金	額
経 常 収 益		36,549
資金運用収益	24,462	
（うち貸出金利息）	(20,685)	
（うち有価証券利息配当金）	(3,543)	
役務取引等収益	8,375	
その他業務収益	1,526	
その他経常収益	2,185	
経 常 費 用		28,755
資金調達費用	124	
（うち預金利息）	(105)	
役務取引等費用	4,284	
その他業務費用	887	
営業経費	20,430	
その他経常費用	3,027	
経 常 利 益		7,794
特 別 利 益		43
特 別 損 失		97
税金等調整前中間純利益		7,741
法人税、住民税及び事業税	2,283	
法人税等調整額	161	
法 人 税 等 合 計		2,444
中 間 純 利 益		5,296
親会社株主に帰属する中間純利益		5,296

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
2. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名	
道銀ビジネスサービス株式会社	
道銀カード株式会社	
株式会社道銀地域総合研究所	
  - (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
 

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等	4社
----------------------	----

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
4. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
 

すべての連結される子会社及び子法人等の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

### 会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
 

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち株式については原則として中間連結決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として中間連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
 

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2（イ）と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積り額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年
------------

その他：3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当期及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引

「無形固定資産」中のリース資産は上記（2）無形固定資産と同様に償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で非保全額又は与信額が一定金額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,740百万円であります。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当行の役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、当行の役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性の

ある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 連結される子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

12. 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症による影響は、1～2年程度継続すると想定しており、債務者の財務面にも一定の影響を及ぼす可能性があるかと想定しております。ただし、政府の経済対策等により債務者の返済能力の低下は限定的なものにとどまり、その結果、当行グループの貸出金から多額の損失が発生する事態は回避されるという仮定をおいております。

また、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、影響が長期化した

場合には、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）  
768 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,361 百万円、延滞債権額は48,865 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,573 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,799 百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,322 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  

有価証券	372,952 百万円
貸出金	206,320 百万円

 担保資産に対応する債務  

預金	2,201 百万円
債券貸借取引受入担保金	82,127 百万円
借入金	440,100 百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,969 百万円、その他資産（現金）55,000 百万円を差し入れております。  
また、その他資産には、金融商品等差入担保金1,846 百万円、保証金2,570 百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,132,820 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,092,709 百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由

があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 42,690 万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は138,023 百万円であります。
11. 1株当たりの純資産額 372 円 30 銭
12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、9.09% であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 1,389 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,223 百万円、株式等売却損 713 百万円を含んでおります。
3. 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 10 円 88 銭
4. 潜在株式調整後1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 中間包括利益 11,552 百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しいものは記載を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金預け金	1,269,374	1,269,374	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	200,227	210,435	10,207
その他有価証券	549,511	549,511	-
(3)貸出金	3,937,633		
貸倒引当金 (*1)	△22,532		
	3,915,100	3,984,833	69,733
(4)その他資産			
為替決済差入担保金	55,000	55,000	-
<b>資産計</b>	<b>5,989,213</b>	<b>6,069,155</b>	<b>79,941</b>
(1)預金	5,253,208	5,253,276	68
(2)譲渡性預金	26,900	26,900	-
(3)債券貸借取引受入担保金	82,127	82,127	-
(4)借入金	440,100	440,429	329
<b>負債計</b>	<b>5,802,335</b>	<b>5,802,733</b>	<b>397</b>
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	610	610	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
<b>デリバティブ取引計</b>	<b>610</b>	<b>610</b>	<b>-</b>

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は公表されている価格、これらが無い場合には合理的な見積りに基づいて算定された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) その他資産

その他資産のうち為替決済差入担保金は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークへの現金担保であります。期間の定めがないことにより、(1)現金預け金の満期のない預け金に準じて、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が1年以内であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近

似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	8,305
非上場外国証券 (*1)	0
合計	8,305

(\*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

#### (有価証券関係)

##### 1. 満期保有目的の債券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	61,500	71,044	9,544
	地方債	—	—	—
	社債	117,711	118,477	766
	小計	179,211	189,522	10,310
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,000	999	△0
	社債	20,015	19,913	△102
	小計	21,015	20,912	△102
合計		200,227	210,435	10,207

2. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	43,275	18,330	24,944
	債券	200,615	199,449	1,166
	国債	94,785	94,281	504
	地方債	94,189	93,673	516
	社債	11,640	11,494	146
	その他	106,336	102,219	4,117
	外国証券	66,684	63,371	3,313
	その他	39,651	38,847	803
	小計	350,227	319,998	30,228
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	4,039	4,181	△141
	債券	132,977	133,628	△650
	国債	29,600	29,930	△330
	地方債	101,093	101,399	△305
	社債	2,283	2,297	△14
	その他	62,267	69,282	△7,014
	外国証券	1,052	1,053	△1
	その他	61,215	68,229	△7,013
	小計	199,284	207,091	△7,807
合計	549,511	527,090	22,421	

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、81百万円(全額株式)であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未滿下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2020年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2020年9月30日現在)

該当ありません。